

相続税の計算を実際に行ってみましょう！

① 財産目録を作って、財産の評価をします。

- 土地に関しては評価額が下がる特例があります。
- 建物は固定資産税評価額となります。
- 貸していた土地、建物は評価額が下がります。
(借地権割合、借家権割合分を差し引きます)
- 生命保険 500万円×法定相続人の数まで非課税です。
- 死亡退職金 500万円×法定相続人の数まで非課税です。
- お墓、仏具、祭具なども非課税となります。
- 名義預金にご注意ください。
- 中小企業の株の評価は難しいので、ご相談下さい。

1億7290万円

② 債務・葬式費用を集計します。

600万円

③ 正味の遺産額を算出します。

- ① 財産－②債務・葬式費用

1億6690万円

④ 基礎控除額を計算します。

3000万円＋600万円×法定相続人の数（平成27年1月以降）

3000万円＋600万円×4人（妻＋子供3人）＝5400万円

⑤ 課税遺産総額を計算します。

3－4です。→マイナスになれば相続税はゼロになります。

1億6690万円－5400万円＝1億1290万円

⑥ 法定相続分で按分します。

法定相続分で⑤を按分します。

実際の相続分はここでは無視します。

妻	$1 \text{億} 1290 \text{万円} \times 1/2 = 5645 \text{万円}$
子	$1 \text{億} 1290 \text{万円} \times 1/6 = 1882 \text{万円}$
子	$1 \text{億} 1290 \text{万円} \times 1/6 = 1882 \text{万円}$
子	$1 \text{億} 1290 \text{万円} \times 1/6 = 1882 \text{万円}$

⑦ 相続税の総額を計算します。

- 早見表をもとにそれぞれの相続税を計算します。
- 各人の合計額を計算します。

妻	$5645 \text{万円} \times 30\% - 700 \text{万円} = 994 \text{万円}$
子	$1882 \text{万円} \times 15\% - 50 \text{万円} = 233 \text{万円}$
子	$1882 \text{万円} \times 15\% - 50 \text{万円} = 233 \text{万円}$
子	$1882 \text{万円} \times 15\% - 50 \text{万円} = 233 \text{万円}$
相続税の総額	1693 万円

⑧ 各人の相続税額の計算

実際の相続割合で⑧を按分しなおします。

相続税の総額	1693 万円
妻	35.11% $1693 \text{万円} \times 35.11\% = 594 \text{万円}$
子	32.95% $1693 \text{万円} \times 32.95\% = 558 \text{万円}$
子	14.98% $1693 \text{万円} \times 14.98\% = 254 \text{万円}$
子	16.96% $1693 \text{万円} \times 16.96\% = 287 \text{万円}$

⑨ 税額控除の計算

- 配偶者の税額軽減 → 配偶者の相続税はゼロになることも多いです。
- 相続時精算課税制度による贈与税の控除
- 未成年者控除など

妻の配偶者控除	594 万円
---------	--------

⑩ 納める税金

妻	0 万円
子	558 万円
子	254 万円
子	287 万円
合計額	1099 万円

